

東京農工大学同窓会活動内容の類似した会員集団又は同好の会員集団 からなる部会の設置に関する細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、東京農工大学同窓会部会・支部等の設置、廃止及び活動費等に関する規程第2条第3項に基づき、活動内容の類似した会員集団又は同好の会員集団からなる部会（以下「同好部会」という。）に関して必要な事項について定める。

(同好部会設置基準)

第2条 同好部会は、正会員20人以上で構成された集団でなければならない。なお、この同好部会に一人の正会員が参加できるのは2同好部会までとする。

(同好部会設置申請)

第3条 同好部会として設置を希望する集団は、別紙の「同好部会設置申請書」を提出しなければならない。

(同好部会設置承認)

第4条 同好部会の設置の承認は、東京農工大学同窓会部会・支部等の設置、廃止及び活動費等に関する規程第2条第3項による。

(活動費・活動報告等)

第5条 同好部会の活動費及び活動報告等は、東京農工大学同窓会部会・支部等の設置、廃止及び活動費等に関する規程第7条第1～2項による。

(同好部会の廃止)

第6条 同好部会から前条の活動報告が2年以上ない場合は、常務理事会の承認を経て廃止し、総会に報告する。

(事 務)

第7条 同好部会に関する事務は、事務局において処理する。

附 則

この細則は、平成24年12月14日より施行する。

(平成27年7月17日一部改正。集団部会を同好部会と名称変更)